

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>競技スポーツ担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>オリンピック・パラリンピック推進担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> | <p>(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) オリンピック・パラリンピック推進室</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>競技スポーツ担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>オリンピック・パラリンピック推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業(以下「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」という。)に係る関係室課等との調整に関すること。</u></p> <p><u>事業運営担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック・パラリンピック関連事業の企画及び運営に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u></p> <p><u>連携調整担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る市町村及び関係機関との連携及び調整に関すること。</u></p> <p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> |

生活衛生担当の分掌事務

- (1)～(7) [略]  
 (8) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道に関すること。  
 (9)～(11) [略]

県民生活安全担当の分掌事務

- (1)～(5) [略]  
 [略]

7・8 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

| 部局等及び出納局 | 室、課及び所             | 課長及び担当課長                                   |
|----------|--------------------|--|
| [略]      |                    |  |
| 文化スポーツ部  | [略]                |  |
|          | ラグビーワールドカップ2019推進室 | [略]  |
| 環境生活部    | [略]                |  |
|          | 県民くらしの安全課          | 食の安全安心課長<br>生活衛生担当課長<br>県民生活安全課長<br>消費生活課長 |
|          | [略]                |  |
| [略]      |                    |  |

生活衛生担当の分掌事務

- (1)～(7) [略]  
 (8) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道に関すること（水道広域連携担当の主管に属するものを除く。）。  
 (9)～(11) [略]

水道広域連携担当の分掌事務

- (1) 上水道、簡易水道、専用水道及び学校事業所等水道の広域連携に関すること。

県民生活安全担当の分掌事務

- (1)～(5) [略]  
 [略]

7・8 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

| 部局等及び出納局 | 室、課及び所             | 課長及び担当課長  |
|----------|--------------------|---|
| [略]      |                    |   |
| 文化スポーツ部  | [略]                |   |
|          | ラグビーワールドカップ2019推進室 | [略]   |
|          | オリンピック・パラリンピック推進室  | 総務担当課長 事業<br>運営課長 連携調整<br>課長                                    |
| 環境生活部    | [略]                |   |
|          | 県民くらしの安全課          | 食の安全安心課長<br>生活衛生担当課長<br><u>水道広域連携担当課長</u><br>県民生活安全課長<br>消費生活課長 |
|          | [略]                |   |
| [略]      |                    |   |

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (代決)<br>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及 | (代決)<br>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及 |

び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) 本庁における代決

| 決裁権者   | 代決権者  |  |
|--|-------|--|
|  | 第1順位者 | 第2順位者  |
| [略]  |       |  |
| 部長   | [略]   | 企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長 |
|  |       | [略]  |
| [略]  |       |  |
| 企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長 | [略]   |  |

び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。

(1) 本庁における代決

| 決裁権者   | 代決権者  |  |
|--|-------|--|
|  | 第1順位者 | 第2順位者  |
| [略]  |       |  |
| 部長   | [略]   | 企画室長、総務室長、総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、 <u>オリンピック・パラリンピック推進室長</u> 、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長 |
|  |       | [略]  |
| [略]  |       |  |
| 企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長 | [略]   |  |

、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長

[略]

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。

(1)～(14) [略]

2 [略]

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

第22条の2 [略]

2・3 [略]

、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、オリンピック・パラリンピック推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長

[略]

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国際室長、交通政策室長、科学・情報政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、台風災害復旧復興推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、オリンピック・パラリンピック推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、定住推進・雇用労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。

(1)～(14) [略]

2 [略]

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

第22条の2 [略]

2・3 [略]

4 オリンピック・パラリンピック推進室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業（以下「東京オリンピック・パラリンピ

ック関連事業」という。)の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

(1) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の総合的な調整に関すること。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の運営の企画に関すること。

事業運営課長専決事項

(1) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の運営の実施に関すること。

連携調整課長専決事項

(1) 東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る市町村及び関係機関との連携及び調整に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年11月18日から施行する。